

松浦市監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年11月29日

松浦市監査委員 丸田 久永  
松浦市監査委員 川下 高広

## 監査結果報告

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の対象 子育て・こども課
- 3 監査の期間 令和3年11月1日から22日間

### 4 監査の範囲及び方法

令和3年9月末までの財務に関する事務の執行等が法令等に基づき適正かつ効率的に行なわれているか、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた関係資料等を検査照合し、必要に応じて担当職員からの説明聴取を行うなどの方法により監査を実施した。

### 5 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正に行われているか。
- (2) 支出事務は適正に行われているか。
- (3) 契約事務は適正に行われているか。
- (4) 財産管理事務は適正に行われているか。

### 6 監査の結果

#### 1 総括

監査の結果、対象とした財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、概ね適正に行われていると認められるが、次のとおり是正又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した是正又は改善を要する事項については、必要な措置を講じるとともに、軽易な事項として口頭により指導し、記載を省略した事項にも留意の上、適正な事務の執行に努められたい。

#### 2 指摘事項等

##### (1) 収入事務

###### 【指摘事項】

鷹島保育園関連用地借地料について、市と園との間で取り交わした覚書には、使用料の半額を4月末日までに市に支払うものとなっているが、所定の請求事務がなされていないなかった。

##### (2) 支出事務

###### 【指摘事項】

研修会講師（市外在住）の実費弁償について、その旅行に要する時間が5時間以上の場合に該当するもので、旅行諸費が支給されていないものがあった。

##### (3) 契約事務

###### 【指摘事項】

ア 鷹島保育園園庭の一部及び駐車場の使用について、市と園と間で賃貸借契約が締結されていないなかった。

イ 随意契約の契約手続きにおいて予定価格を定めていないものがあった。松浦市財務規則第86条第3項で「随意契約を締結しようとするときは、第78条の規定に準じて予定価格を定めるものとする」と規定されており、予定価格については事前に定めておかれたい。

**【指導事項】**

予定価格が5万円を超えるものについての1者随意契約を行う場合の実施同等で、抛擲法令の適用条項（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）の記載はあるが、財務規則上の根拠規定が示されていないものがあった。決裁文書には「松浦市財務規則第86条第4項ただし書きの規定により1者随意契約とする」旨も併記し、法令及び例規に該当する根拠を明示されたい。

**【意見】**

市と所有者との間で締結している鷹島保育園園庭の一部及び松浦市高齢者生活福祉センターの土地賃貸借契約が1つの契約書となっているが、一方は市が所管する建物の所有を目的とした契約で、もう一方は民間事業者が土地の使用を目的とした契約であり、使用目的が異なることから、それぞれに契約を締結すべきと思われる。また、契約内容についても不備な点が見受けられるため、関係課と協議し、当事者間で問題が生じないよう契約内容を整理されたい。

なお、契約内容については、法律上の判断を伴うものであることから、必要に応じて顧問弁護士による指導・助言を受けられたい。

本来であれば、実際に使用している事業者と土地所有者との間で賃貸借契約を締結すべきであるが、鷹島保育園園庭の一部及び駐車場については、これまでの経緯により転貸している状況となっている。今後、時機を見て適正な契約となるよう努められたい。

**(4) 財産管理事務**

**【指摘事項】**

行政財産の目的外使用許可について、起案用紙に会計課長の決裁を受けていないものがあった。松浦市財務規則第109条第2項の規定に基づき処理されたい。

**【指導事項】**

行政財産の目的外使用許可の決裁について、起案用紙に使用許可の根拠が記載されていなかった。行政財産の目的外使用許可は行政処分であることから、起案文書には許可の根拠を明記されたい。

**【意見】**

行政財産の使用料について、松浦市道路占用料徴収条例を準用して算定しているものがあった。使用料については松浦市行政財産使用料条例第3条において土地と建物の算定については規定があるが、電柱及び地下埋設物等の算定については規定がなく、同条ただし書きで「これにより難しい場合は、市長が別に定める。」とあるものの、現状において統一的な基準がない。規定がない場合の使用料の算定に関しては、市有財産管理の総括的調整を担当する会計課と協議のうえ対応されたい。

**7 措置状況について**

監査の結果に基づく措置の状況について、令和3年12月24日（金）までに報告されたい。報告期限までに措置が講じられない事項がある場合については、指摘事項等に対して未措置である理由を記した未措置理由書も併せて提出されたい。

※指摘事項、指導事項等の区分については、別添「監査結果の取扱基準」を参照されたい。

## 監査結果の取扱基準

令和2年5月22日  
松浦市監査委員事務局  
令和3年5月19日変更

### 1. 勧告（地方自治法第199条第11項）

公務の執行や信頼性などに大きな影響を及ぼすおそれが考えられるため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

### 2. 指摘事項（地方自治法第199条第9項）

法令等に違反する事項又は不当もしくは適正を欠く事項等で、是正又は改善を求めることが適当と認められるもの

- (1) 法令・例規に違反しているもの
- (2) 機関の意思決定が適切になされていないもの
- (3) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (4) 予算を目的外に支出しているもの
- (5) 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- (6) 前回の指摘事項等のうち、是正・改善がなされていないもの
- (7) その他不当又は適正を欠く事項

### 3. 指導事項（地方自治法第199条第9項）

指摘事項よりは軽微な事項であるものの、是正又は注意喚起を求めることが適当と認められるもの

### 4. 検討事項（地方自治法第199条第9項）

経済性、効率性、有効性その他適正な事務処理の観点から改善について検討を求めるもの

### 5. 意見（地方自治法第199条第10項）

組織及び運営の合理化に資するために付するもの  
措置状況の報告は求めない。

### 6. 口頭指導（公表の対象外）

記載漏れ等で、直ちに是正が可能な軽微なもの  
関係書類等の該当部分に付箋等を貼付して指導するにとどめる  
措置状況の報告は求めない。